水道用緊急資材利用手続き

緊急資材を利用する場合は、以下の連絡及び手続きを行って下さい。

利用方法

1. 依頼・問い合わせは資材リストの管理番号をご確認の上、工務課管路維持係までお願いします。
2. 連絡確認後、資材提供連絡票（様式－１）により受付をします。
3. 依頼受付後、内部で必要な手続きや当該資材の所在等に関する確認を行った上で、倉庫からの搬出方法や日時ほか詳細について連絡します。
4. 資材の運搬は原則として使用事業体で行って下さい。
5. 引き取りは資材受渡伝票（様式－２）を以て行って下さい。
6. 使用資材は、現物同等品の返却とし、可能な限り早期の返却をお願いします。ただし、未使用の場合は現品の返却も可能です。

※受付窓口である工務課管路維持係の受付時間は【平日 8 時 45 分～17 時 15 分】となっており、休日及び時間外における対応は不可でお願いします。

使用上の注意

1. 製品マニュアルが無いため、取り付け方法等についての対応はできません。
2. 各資材は倉庫内で未梱包の状態です。
3. ボルト・ナット・パッキン等の部品は付属しています。

依頼・問い合わせ窓口

阪神水道企業団 技術部 工務課 管路維持係
TEL 078-431-2142（平日 8:45～17:15）
FAX 078-431-2746